

スタートアップ支援拠点検討調査委託業務 募集要項

1 趣旨

この要項は愛知県（以下「本県」という。）が平成30年度から平成31年度にかけて実施する「スタートアップ支援拠点検討調査」（以下「本調査」という。）を委託する事業者を企画提案（プロポーザル）方式により選定するため必要事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 業務名

スタートアップ支援拠点検討調査委託業務

(2) 業務内容

「スタートアップ支援拠点検討調査委託業務仕様書」（別途配付）のとおり

(3) 委託金額限度額

上限額20,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

(4) 委託期間

2019年（平成31年）2月1日（金）から

2020年（平成32年）1月31日（金）まで

(5) 委託費の対象経費

本事業に係る人件費、交通費、印刷製本費、消耗品費、通信運搬費、再委託費、賃借料等

※詳細については、別紙1の経費支出基準を参照すること。

3 応募資格

以下の(1)～(8)のすべてに該当する者であることとする。

- (1) 平成30・31年度愛知県入札参加資格者名簿の「業務（大分類）03. 役務の提供等、（中分類）07. 調査委託」に登録されていること。
- (2) 財政的基礎が健全に確立されていること。
- (3) 県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと。
- (5) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）」に基づく排除措置の対象となる法人でないこと。
- (6) 応募日現在において手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者でないこと、また、6か月以内に手形、小切手を不渡りした者でないこと。
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (8) 愛知県から、製造の請負、物件の買い入れその他の契約にかかる資格停止措置を提案書受付期間に受けていないこと。

4 募集期間

平成30年12月20日（木）から平成31年1月18日（金）午後5時まで

5 応募方法等

※仕様書等については、別途配付するので、以下の項目を記入の上、電子メールを送信すること。

<送信先 : kinyu@pref.aichi.lg.jp>

- ① 貴社（団体）名（所属名を含む）
- ② 担当者氏名
- ③ 連絡先（電話番号、メールアドレス）
- ④ 件名「スタートアップ支援拠点検討調査委託業務の資料送付について」

(1) 公募説明会の開催

ア 開催日時

平成30年12月26日（水）午後2時から午後3時まで

イ 場所

愛知県産業労働センター18階 セミナールーム2

ウ 参加申込方法

平成30年12月25日（火）午後5時までに、以下の項目を記入の上、電子メールを送信すること。

<送信先 : kinyu@pref.aichi.lg.jp>

- ① 貴社（団体）名（所属名を含む）
- ② 参加者氏名（2名まで）
- ③ 連絡先（電話番号、メールアドレス）
- ④ 件名「スタートアップ支援拠点検討調査委託業務の説明会参加」

※説明会への出席は応募の必須条件ではないが、応募を希望する場合は可能な限り出席すること。

(2) 企画提案書の提出

応募希望者は、「スタートアップ支援拠点検討調査委託業務 企画提案書類作成要領」により必要書類を作成し、提出すること。

ア 提出期限

平成31年1月18日（金）午後5時まで（必着）

イ 提出方法及び提出先

持参又は郵送に限る（電子メール及びFAXによる応募不可）

- ・持参する場合の受付時間は、土日祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く午前9時から午後5時までとする。
- ・郵送する場合は、配達証明により下記宛てに送付すること。

〒460-8501（住所記載不要）

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県産業労働部中小企業金融課 融資グループ

ウ 質疑

本業務に関し質問等がある場合は、平成31年1月11日（金）午後5時30分までに電子メールで送信すること。質問等への回答は、平成31年1月15日（火）までに、質問者、説明会の全参加者、資料請求者に電子メールにて送信し、愛知県のWebページに掲載する。

・メール送信先

kinyu@pref.aichi.lg.jp

・メールの件名

「スタートアップ支援拠点検討調査委託業務に関する質問」

(3) 注意事項

- ア 企画提案は、1者につき1件とする。2案以上を提出した場合は、すべての企画提案について無効とする。
- イ 応募資格を有しない者の応募や、提出書類に不備がある場合は受理しない。
- ウ 提出書類の作成及び提出、説明会の出席に必要な経費は応募者の負担とする。また、提出書類はいかなる理由があっても返却しない。
- エ 提案された書類は、必要に応じ複写（県庁内及び選定委員会での使用に限る）する。
- オ 行政文書開示請求があった場合は、採用となった企画提案書については、開示することとする。不採用となった企画提案書については、応募者の意見を踏まえた上で愛知県が判断する。
- カ 企画提案の選定は契約の相手方を選定するための手続きであり、業務の実施においては企画提案の内容を最低限の内容とし、県と被選定者が協議して実施内容を決定する。
- キ 企画提案後に辞退する際は、辞退理由を記載した辞退届（任意様式）を提出すること。
- ク 次の各号に該当した場合、応募者は失格になる場合がある。
 - a 提出書類に明らかな不備、虚偽の内容がある場合、若しくは指示事項に違反した場合
 - b 県職員又は企画競争関係者に対して、企画競争に係る不正な接触の事実が認められた場合

6 契約条件

(1) 契約保証金

愛知県財務規則第129条の2の規定に基づき、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、契約の相手方が愛知県財務規則第129条の3の各号に該当する場合は、全額免除とする。

(2) 委託方法

事業実施に当たっての企画提案を公募により広く募り、最も優れた企画提案者として選定された1者と業務仕様書及び契約金額を委託金額限度額の範囲内で協議した上で、委託契約を締結する。

なお、万一協議が不調に終わった場合は、次点の者と協議するものとする。

(3) 支払方法

精算払いとする。ただし、平成30年度に業務を完了した部分に相応する委託料相当額の10分の9以内の額について、契約書に定めるところにより部分払いを請求することができる。

平成30年度の支払い限度額は3,304,000円とし、残額については、平成31年度に支払う。

(4) その他

企画提案の内容に基づく見積金額は、同一条件において、その額を超えることは認めない。

なお、契約金額については提案内容を勘案して決定するため、経費見積書記載の見積金額と同額にならない場合がある。

7 提案の審査・選定等

(1) 審査方法

提出された企画提案書について、県が設置する選定委員会においてプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行う。

ただし、5者以上からの企画提案があった場合は、選定委員会での審査に先立ち、県において書面による予備審査を行い、上位4者を選定委員会での審査の対象とする。

予備審査は選定委員会と同様の基準にて審査する。また、必要に応じて追加資料の提出を求めることがある。

なお、予備審査及び選定委員会は非公開とし、審査の経過等、審査に関する問い合わせ及び異議申し立てには応じない。

(2) 選定委員会について（別途通知します。）

ア 日時

平成31年1月下旬（予定）

イ 会場

愛知県庁内会議室（予定）

ウ 方法

提出された企画提案書を使用して、1事業者15分間程度のプレゼンテーション後、質疑応答を行う。

(3) 審査基準

ア 業務全体の実施体制・実績

- ・業務の実施体制の適切さ、同種又は類似業務の実績

イ 調査内容に対する提案

- ・業務全体の方針、業務実施の工程（プロセス）、スケジュールの適切さ
- ・ニーズ、シーズ調査における考え方の適切さ
- ・世界で成功しているスタートアップ・エコシステムの先進事例、拠点に求められる機能、適正規模の調査方法の適切さ
- ・拠点の整備・運営に係る手法、主体、ファンドにおける調査の考え方の適切さ

- ・ 具体的事業手法調査における考え方の適切さ
- ・ 本県のスタートアップ支援に対する理解度
- ・ スタートアップ支援拠点の整備・運営方策を提案するにあたっての考え方、方向性の適切さ

ウ 社会的価値の実現

- ・ 社会的価値の実現に資する取組

エ 見積金額

- ・ 見積金額の適切さ

(4) 審査結果の通知

審査結果については、全提案者に対して電子メール及び郵送で通知する。

8 スケジュール（予定）

平成30年12月26日（水）	説明会の開催
平成31年 1月11日（金）午後5時30分	質問等の提出期限
1月15日（火）	質問等への回答の公表
1月18日（金）午後5時	企画提案書の提出期限
1月下旬	プレゼンテーションの実施
1月下旬	委託先の決定・契約

9 その他

- (1) 著作権を始め、本業務の成果品における一切の権利は、県に帰属するものとする。
- (2) 委託業務に当たり使用する図表や画像、データなどの著作権・使用权等の権利については、受託者において使用許可等を得ること。なお、これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害したときは、受託者が、その一切の責任を負うこととする。
- (3) 受託者は、本業務の遂行にあたり知り得た情報を、委託者の許可無く他に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。

10 問い合わせ先

〒460-8501

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 愛知県西庁舎7階

愛知県産業労働部中小企業金融課

融資グループ（藪下、奥野）

電話 052-954-6333（ダイヤルイン）

FAX 052-954-6924

メール kinyu@pref.aichi.lg.jp

別紙 1

経費支出基準

(1) 本業務に係る人件費、交通費、印刷製本費、消耗品費、通信運搬費、再委託費、賃借料等

(2) 対象経費

ア 人件費

専門家への謝金、本事業に従事する従業者に支払われる給与等

イ 交通費

事業の実施に必要な交通費（渡航費、電車代、タクシー代等）

ウ 印刷製本費

報告書等の作成、資料等に必要な印刷製本費

エ 消耗品費

事業の実施に必要な消耗品費

オ 通信運搬費

事業の実施に必要な通信運搬費（電話代、郵送代等）

カ 再委託費

一部の事業を再委託する場合の経費

キ 賃借料

事業の実施に必要な機器等のリース・レンタル料、会場借上料

ク その他

本事業の実施に必要な物件費であって、上記経費以外に県が必要と認める経費

ケ 一般管理費

上記に掲げた経費を除く、一般管理に要する経費

コ 消費税及び地方消費税

上記経費に係る消費税及び地方消費税